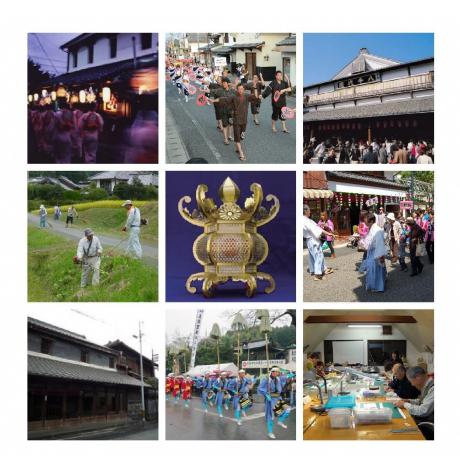
山鹿市歷史的風致維持向上計画 (第2期計画) -概要版-



令和3年3月 山鹿市

■はじめに

『山鹿市歴史的風致維持向上計画(第2期)、以下第2期計画という。』策定の背景・目的の概要および第2期計画の計画期間を以下に示す。

1 計画策定の背景・目的

本市は、歴史・文化・景観を大切にしたまちづくりを推進するため、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成20年法律第40号)」(以下「歴史まちづくり法」という。)に基づく山鹿市歴史的風致維持向上計画(第1期)(以下「第1期計画」という。)を策定し、平成21年(2009)3月に国の認定を受け、歴史的風致の維持及び向上に関する事業に取り組んできた。

主な取組としては、八千代座交流施設や施設前広場整備事業、さくら湯再生及び公園整備事業が挙げられる。また、この2施設を拠点とし、地区の回遊性を高めるための道路美装化や案内板の整備、主要なアクセス道路の無電柱化等を行った。さらに、歴史的建造物の修景、祭礼行事や伝統工芸の継承、条里を受け継ぐ田園環境の維持活動等への支援等を実施した。その結果、町並みの魅力が向上し、観光入込客数が増加するとともに、山鹿灯籠を製作する灯籠師の担い手が増加するという成果につながった。また、菊池川流域の4市町(山鹿市・玉名市・菊池市・和水町)が申請した「米作り、二千年にわたる大地の記憶~菊池川流域「今昔『水稲』物語」~」が日本遺産に認定されたこともこれらの取組の成果といえる。

しかし、人口減少や少子高齢化による伝統文化の担い手不足は解消されておらず、空き家となった歴史的建造物や解体された歴史的建造物も存在する。今後とも祭礼行事、伝統工芸の継承や歴史的建造物の維持等に関する事業に取り組んでいく必要がある。歴史的建造物については、維持管理への支援に加え、平成28年(2016)熊本地震により、防災対策の必要性も顕在化している。また、2つの拠点施設である八千代座とさくら湯は、更なる利用促進に向け、整備された交流施設や公園・広場と一体となった活用やPR活動等を工夫することが求められる。

したがって、本市固有の歴史・文化・景観を大切にしたまちづくりを今後とも継続していくため、山鹿市歴史的風致維持向上計画(第2期)(以下「第2期計画」という。)を策定し、引き続き歴史的風致の維持及び向上を図る事業を推進するものとする。

2 計画期間

計画期間: 令和3年(2021) 度から令和12年(2030) 度まで

■維持及び向上すべき山鹿の歴史的風致

『地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(歴史まちづくり法)』に基づく、本市の維持向上すべき歴史的風致は、以下の3つである。

1 菊鹿古代の里地区の歴史的風致

菊池川中流域の菊鹿盆地は古来より穀倉地帯として発達し、中でも木野川流域と上内田川流域には8世紀に敷かれた条里制の区画が残る農地が受け継がれている。田園地帯の東側、台地状の丘陵地には、条里制と同時期に米を貯蔵する場として機能していた古代山城の鞠智城跡があり、条里の中や縁辺に位置する農村集落とともに、古代より連綿と続く営農と人々の暮らしを今に伝えている。条里制の区画を維持しつつ営農を続ける姿や、条里の中に残る御旅所(釣棚跡)に御神体を運ぶ松尾神社の遷宮説話に基づく習わしである遷宮祭が一体となって醸し出す風情は、本市固有の歴史的風致である。

※ 資料:平成18年(2006)『記念誌 松尾神社史誌』 松尾神社一千二百年大祭奉賛会発行



農道法面の草刈の様子



遷宮行列の様子(平成18年(2006))※

2 山鹿湯まち地区の歴史的風致

肥後・熊本を起点とし、豊前・小倉に至る豊前街道は、山鹿の中心部を南北に縦断している。江戸時代、山鹿は参勤交代時の宿泊地となり、温泉宿場町として繁栄した。街道沿いには、白壁の瓦葺、土蔵造をはじめとした町屋建築が残っており、明治時代に建てられた八千代座とともに、山鹿の賑わいを今に伝えている。

山鹿灯籠の製作や山鹿灯籠まつり、山鹿温泉祭は、このような町並みや由緒ある寺社を舞台に開催される市民の活動であり、歴史的な建造物を背景に灯籠踊りに向かう人々の姿、山鹿灯籠が大宮神社に奉納される上がり灯籠の様子、温泉の発見・再興に感謝して練り歩く御幸式の様子は、古くから灯籠と温泉のまちであることを体現する本市固有の歴史的風致である。



上がり灯籠の様子



御幸式行列の様子

3 来民地区の歴史的風致

山鹿(本市中心部)と菊池(現菊池市)の中間にある来民は、地区中央に菊池往還が横断しており、江戸時代に新町という町名で発展し、往還沿いには中村手永の会所としても利用された橋本家住宅をはじめ白壁土蔵造の町屋建築、由緒ある寺院、そして近代以降も発展しつづけてきた歴史を物語る洋館建築の旧来民郵便局(ゆ~くんち)等が今も残っている。

このような中で、渋うちわ職人の伝統技法とその製作活動や、招魂祭が受け継がれており、かつてこの地が活況を呈していたころの面影を伝えるその風情は、本市固有の歴史的 風致を形成している。



昭和中期の動画に見える総踊りの様子



令和元年(2019)度の総踊りの様子

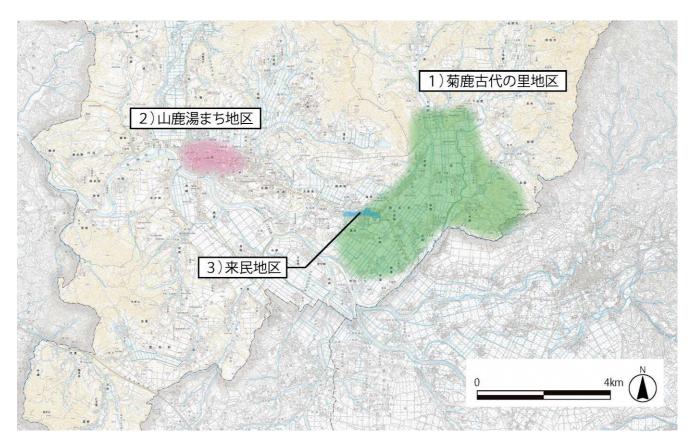


図 山鹿の維持向上すべき歴史的風致の位置

■歴史的風致の維持及び向上に関する方針

第2期計画における歴史的風致の維持及び向上に関する方針を次のとおり定める。

(1) 歴史的建造物等の保存・活用に関する方針

歴史的建造物の実態把握が不十分な現状を踏まえ、指定文化財や登録文化財等の追跡調査、市内に所在する歴史的建造物の悉皆調査や総合的把握に取り組む。

また、歴史的建造物の持続可能な調査の推進と歴史的建造物の円滑な修理の推進に向けて、歴史的建造物の特徴、空き家化、老朽化等の実態を「見える化」する町屋台帳等のデジタル化に取り組む。

文化財の指定・登録等の対象となりうるような歴史的建造物については、その指定や登録に求められる詳細調査の推進に取り組む。

調査を当該歴史的建造物の所有者の理解と協力を得る好機とし、当該物件の保存と活用に対する所有者の意向を踏まえ、文化財の指定や登録、あるいは歴史的風致形成建造物の指定と修理の推進に取り組む。

更に、今後は、既に把握している歴史的建造物を含め、歴史的建造物の防災(防犯)対応の推進にも取り組む。

(2) 歴史的環境の保全・形成に関する方針

市民の理解と協力を得て、情緒や風情が感じられる良好な田園景観や市街地景観の保全・ 形成に向けた景観に関するルールの強化に取り組む。

菊鹿古代の里地区では、条里制の地割を受け継ぐ田園環境の維持・保全に向けた活動支援を継続する。また、鞠智城跡については、歴史的景観の持続的な維持管理の推進に取り組む。

山鹿湯まち地区では、小路の美装化と豊前街道・菊池往還・小路の沿道にある一般住宅 等の修景に取り組むとともに、当該地区への主要なアクセス道路の無電柱化を推進する。

(3) 歴史と文化を反映した活動の継承に関する方針

山鹿灯籠や来民渋うちわといった伝統工芸の継承活動への支援を継続する。

風土や価値観等を反映した祭礼行事、民俗芸能等、歴史と文化を反映した市民活動への 支援に取り組む。

また、保護措置の図られていない文化財や地域に埋もれている伝統的な行事等を対象と した調査を行い、継承されずに失われるおそれのある伝統的な行事等については必要に応 じて記録を行う。

(4)郷土の歴史文化への認識向上に関する方針

歴史と文化を反映した活動の継承にも配慮しつつ、学校や博物館、市民団体、専門家等と連携のもと、地域の歴史文化への認識を高める市民向けの普及啓発や来訪者向けの情報発信を進めるにあたって、市内に所在するガイダンス施設等を有効に活用する展示交流機能の強化に取り組むとともに、学校教育や生涯学習との連携による歴史文化の普及啓発活動の推進に取り組む。

また、認定された日本遺産を有効に活用し、市内の回遊性を高め、地域固有の歴史遺産への認識を深める取組を進める。

■重点区域の位置及び範囲

重点区域は、歴史まちづくり法第2条第2項に掲げられた要件に該当する「重要文化財、 重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物として指定された建造物の用に供される土地」 又は「重要伝統的建造物群保存地区内の土地」と「その周辺の土地の区域」であり、歴史的 風致の維持および向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することが特に必要で あると認められる土地の区域である。

本市は、第1期計画に基づき、国指定の史跡「鞠智城跡」を中心とした菊鹿古代の里地区と国指定の重要文化財「八千代座」を中心とした山鹿湯まち地区それぞれの歴史的風致の維持向上を図るため、「菊鹿古代の里重点区域」と「山鹿湯まち重点区域」の2つの重点区域を設定し、歴史的風致の維持向上に向けた事業の推進に取り組んできたところである。

第2期計画では、第1期計画で達成できなかった課題等が残されていることから、第1期計画に引き続き、「菊鹿古代の里重点区域」と「山鹿湯まち重点区域」の2つの重点区域を設定し、歴史的風致の維持向上に向けた事業の推進に取り組む。なお、「山鹿湯まち重点区域」については、これまでの実績を踏まえつつ、より重点的で効果的な歴史的風致の維持向上を図ることを狙いとし、コンパクトな重点区域に変更する。

なお、来民地区については、第 1 期計画において歴史まちづくり法第 2 条第 2 項第 1 号に規定する要件を備えていなかったことから重点区域は設定していなかった。第 2 期計画においても、要件を満たしていないため、第 1 期計画に引き続き、重点区域とはしない。



図 重点区域の位置

■歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項

本市は、第1期計画に基づき、菊鹿古代の里重点区域と山鹿湯まち重点区域の2つを対象として、歴史的風致の維持向上に取り組んできた。

菊鹿古代の里では、条里制の区画が残る田園景観の維持管理を行う市民活動の支援等を 行うとともに、鞠智城跡でのイベント開催等に取り組み、鞠智城跡にも多くの人々が訪れ るようになった。

山鹿湯まちでは、主要施設である八千代座、薬師堂、山鹿灯籠民芸館等の修理やさくら 湯の再生等を行うとともに、道路の美装化や無電柱化等を実施し、豊前街道を中心とした 歴史的風致の維持向上が図られた。様々なイベントの開催や市民によるガイドの活躍等も あり、多くの人々が訪れるようになった。

しかし、空き家や所有者の高齢化等により歴史的建造物の維持管理や修理が難しくなっている。また、歴史的建造物を取り巻く環境の経年劣化、伝統産業、伝統行事の継承については、後継者の確保等が大きな課題となっている。

このような背景から、本計画における歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等については、(1) 歴史的建造物等の保存・活用に関する事業、(2) 歴史的環境の保全・形成に関する事業、(3) 歴史と文化を反映した活動の継承に関する事業、加えて(4) 郷土の歴史文化への認識向上に関する事業の推進に取り組む。

なお、これら事業に際しては、施設やその周辺の歴史的背景を調査し、歴史的根拠を明らかにした上で、学識者や有識者等の意見を参考にしつつ、地域住民や関係団体と協議した上で進めるものとする。また、国や県の補助金制度を有効に活用していくよう検討し、整備を行った施設は、積極的に公開・活用を行っていき、市民と行政の協働によって歴史的風致の維持向上を図るものとする。

上記の基本的な考え方に基づき、計画期間内に実施する事業は以下のとおりである。

事業一覧

1) 歴史的建造物等の保存・活用に関する事業

- 1) -1 歴史的建造物調査事業
- 1) -2 歴史的建造物に関するデジタルデータベースの作成事業
- 1) -3 歷史的風致形成建造物保存事業
- 1) -4 歴史的建造物の詳細調査事業
- 1)-5歷史的建造物等防災(防犯)推進事業

2) 歴史的環境の保全・形成に関する事業

- 2)-1景観形成推進事業
- 2) -2 農業環境の維持向上支援事業
- 2) -3 鞠智城跡歷史的景観維持管理事業

- 2) -4 歴史的まちなみ環境整備事業
- 2) -5 無電柱化推進事業

3) 歴史と文化を反映した活動の継承に関する事業

- 3) -1 伝統工芸担い手育成支援事業
- 3) -2 伝統芸能継承支援事業
- 3) -3 伝統工芸や伝統芸能等に関する調査・記録事業

4) 郷土の歴史文化への認識向上に関する事業

- 4) -1 ガイダンス施設等の展示活用機能強化事業
- 4) -2 歷史文化普及啓発支援事業
- 4) -3 日本遺産活用推進事業

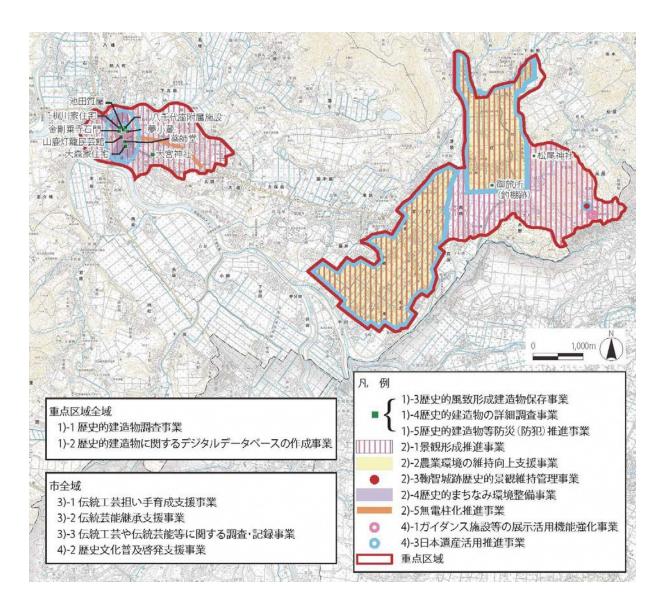


図 各事業の位置